

- 平成19年10月1日から被保険者証が新しくなり ¬

医療費の一部負担割合が変わります-

北海道医師国民健康保険組合

1.被保険者証の更新について

本組合は平成19年10月1日付けで被保険者証の更新を行っております。新しい被保険者証は、9月30日までにお手元に届くように組合から組合員の皆様へ直接郵送いたしましたので、ご確認の上、お受け取りください。ご家族の方などに異動があった場合は、至急「資格取得届」および「資格喪失届」の手続きをしてください。

なお、従業員の方は平成19年10月1日から「准組合員」となり、被保険者証にご本人の住所を記載し、現在の被保険者証番号に枝番を付します。

また、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されることにより、被保険者証の有効期限が 各被保険者ごとに異なります。

【有効期限が平成19年9月30日の被保険者証は、10月末日までに必ず所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局へ返還してください。返還する被保険者証を紛失された場合は、「被保険者証(旧証)紛失届」をあなたの所属する医師会事務局へ必ずご提出ください】

2. 医療費の一部負担割合の変更について

平成19年10月1日から医療費の一部負担割合が変更になっておりますので、各医療機関におかれましては窓口での一部負担金の徴収について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

		一部負担金の割合	
被保険者種別	入院・入院外	現 行 (平成19年9月30日まで)	変 更 後 (平成19年10月1日から)
組合員	入 院	2 割	3 割
	入院外	2 割	3 割
家族	入 院	2 割	3 割
准組合員(従業員)	入院外	3 割	3 割
前期高齢者	入 院	2 割	3 割
(一定以上所得該当者)	入院外	2 割	3 割

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

下記の異動については、事実のあった日から14日以内に届出をしてください。

記

- ◎ 資格取得(加入)=出生、転入、社会保険離脱、准組合員(従業員)の雇用 [住民票(写し可)を添付]
- ◎ 資格喪失=死亡、転出、社会保険加入、准組合員(従業員) の退職 [被保険者証を添付]

※届け出用紙は、各支部(所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局)または組合ホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/

※届け出用紙の提出先は、各支部(所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局)です。

北海道医師国民健康保険組合 〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目

TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414